

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 202 「注記すべき債務保証の範囲」について

債務保証とは、主たる債務者が債務を履行しない場合に、保証人が当該債務を履行する責任を負うことを契約することによって債権者の債権を担保するもののことをいいます。財務諸表において注記の対象とする債務保証には、通常の債務保証のほか、以下に掲げる保証類似行為を含めるものとなっております。

(1) 保証予約

保証予約とは、将来において保証契約の成立を約束する契約のことであり、それには次の形態があります。

a. 停止条件付保証契約

保証先の財政状態が悪化した場合等の一定の事由を停止条件とし、それが生じた場合に自動的に保証契約が発効する契約

b. 予約完結権行使型保証予約

債権者による予約完結権（保証契約を成立させる権利）の行使により、保証予約人の承諾を必要とせずに自動的に保証契約が成立する予約契約

c. 保証契約締結義務型保証予約

債権者から保証契約締結の請求を受けた場合に、保証予約人が保証契約を締結する義務を負うこととなる予約契約

上記保証予約に関する注記の取扱いは、以下のとおりとなります。

1) 停止条件付保証契約及び予約完結権行使型保証予約については、債務保証と法形式上は異なっているものの、実務における法律的效果や経済的実態はおおむね同一の性格を有するものと考えられるため、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めます。

2) 保証契約締結義務型保証予約については、保証予約人は、法律上は保証契約成立について承諾する義務を負うに過ぎず、承諾の意思表示を行わない限り保証は成立しないものであるものの、債権者である金融機関等との取引関係を維持する等の理由により、現実には保証契約を締結せざるを得ないのが通常であることから、原則として、他の

保証予約と同様に、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めることとなります。

(2) 経営指導念書等の差入れ

保証予約以外の保証類似行為として経営指導に関する念書等（以下「経営指導念書等」）の差入れがあります。経営指導念書等とは、一般的に、子会社等が金融機関等から借入を行う際に、親会社等としての監督責任を認め、子会社等の経営指導などを行うことを約して金融機関等に差し入れる文書をいいます。

上記の内、記載内容に基づく法的効力が保証契約又は保証予約契約と同様と認められる経営指導念書等の差入れについては、債務保証又は保証予約の取扱いに準ずるものとします。また、記載内容に基づく法的効力が保証契約又は保証予約契約と同様と認められるもの以外の経営指導念書等の差入れに関しても、債権者との関係及び経営指導念書等の差入れの経緯その他の状況から、実質的に、債務保証義務又は損害担保義務を負っていると認められるもの又は保証予約と同様であると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めることとなります。

根拠条文

監査・保証実務委員会実務指針第 61 号